



子育てを応援しています

各種手当などをご利用ください

区内在住の方で申請をしていない方は、申請してください。各手当には、それぞれ所得制限があります(子ども医療費助成を除く)。所得制限や申請に必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。【担当課】 子育て支援課(区役所4階401番) ☎5654-8294

名称	対象	支給要件	内容	支給開始
児童手当	15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方(生計中心者) 公務員の場合は勤務先で請求してください。児童福祉施設などに入所している児童は入所施設で請求して下さい。	▷ 中学3年修了前まで(15歳に達した日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方(生計中心者) ▷ 留学を除き、児童が国内にお住まいの方	3歳未満 一律 15,000円(月額) 3歳以上～小学校修了 第1・2子 10,000円(月額) 第3子以降(※) 15,000円(月額) 中学生 一律 10,000円(月額) 所得制限以上の方 5,000円(月額) (※) 高校生以下(18歳に達した日以降の3月31日までの方)の児童から第1子として数えます。	申請月の翌月 出生・転入日などの翌日から15日以内に申請をすれば出生・転入日などの翌月からになります。 【支払月】 6月、10月、2月
児童育成手当	育成手当	▷ 父母が離婚した児童 ▷ 母が婚姻によらないで出生した児童 ▷ 父または母が死亡した児童 ▷ 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷ 父または母が生死不明である児童 ▷ 父または母が身体障害者手帳の1・2級程度、その他重度の内部障害を有するものまたは、精神に重度の障害を有し常時介護を必要とする状態にあるとき ▷ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	児童1人 13,500円(月額)	申請月の翌月 災害その他やむを得ない事由(離婚などの理由は除く)がある場合は、その事由がやんだ日の翌日から起算して15日以内の申請には、特例があります。 【支払月】 6月、10月、2月
	障害手当	▷ 愛の手帳1・2・3度の児童、4度の一部の児童 ▷ 身体障害者手帳1・2級の児童 ▷ 脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童	児童1人 15,500円(月額)	
児童扶養手当	18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障害のある児童は20歳未満)を養育している父・母または養育者(公的年金受給者の方、児童福祉施設などに入所している児童は除く)	▷ 父母が離婚した児童 ▷ 母が婚姻によらないで出生した児童 ▷ 父または母が死亡した児童 ▷ 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷ 父または母が生死不明である児童 ▷ 父または母が身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき(身体障害者手帳1・2級程度)または、精神に重度の障害を有し常時介護を必要とする状態にあるとき ▷ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	児童1人 (全部支給) 41,140円(月額) (一部支給) 41,130円～9,710円(月額) 一部支給の場合は、所得に応じて10円単位で手当額が決定します。 児童2人の場合 5,000円(月額)を加算 児童3人以上の場合 1人につき3,000円(月額)を加算	申請月の翌月 災害その他やむを得ない事由(離婚などの理由は除く)がある場合は、その事由がやんだ日の翌日から起算して15日以内の申請には、特例があります。 【支払月】 4月、8月、12月
特別児童扶養手当	20歳未満の障害のある児童を養育している方(障害年金を受給している児童、児童福祉施設などに入所している児童は除く)	▷ 愛の手帳1・2度の児童、3・4度の一部の児童 ▷ 身体障害者手帳1・2級の児童、3・4級の一部の児童 ▷ 身体または精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態の児童	児童1人 (特児等級1級) 50,050円(月額) (特児等級2級) 33,330円(月額)	申請月の翌月 【支払月】 4月、8月、11月
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入し、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障害のある児童は20歳未満)を養育している方とその児童	▷ 父母が離婚した児童 ▷ 母が婚姻によらないで出生した児童 ▷ 父または母が死亡した児童 ▷ 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷ 父または母が生死不明である児童 ▷ 父または母が規則で定められている障害の状態にあるとき ▷ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	健康保険適用による自己負担分を補助 住民税課税世帯は定率1割は自己負担です。	医療証の始期は交付申請をした日 災害その他やむを得ない事由(離婚などの理由は除く)で、申請が遅延した場合は特例があります。
子ども医療費助成	健康保険に加入し、15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童		健康保険適用による自己負担分を補助	医療証の始期は出生日・転入日 対象者となった日から3カ月以内に申請をしなかった場合は、申請日からとなります。

人材募集

詳しくはお問い合わせください。

職種・勤務内容	募集人数	対象	勤務期間	勤務日時	報酬など	申込方法	選考日・選考方法	申し込み・担当課
国民健康保険嘱託員 窓口での各種届出受け付け、保険料収納事務、簡単なパソコン操作など	1人	平成26年4月1日現在18歳以上で、国民健康保険料を滞納していない方	26年4月1日～27年3月31日(更新可)	月～金曜日 月14～20日間 午前8時30分～午後5時15分(勤務日は指定)	日額8,480円(25年度実績) 交通費・有給休暇あり。健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	所定の申込書兼履歴書または市販の履歴書、論文(「区役所における窓口業務」900字超1,000字以内)、返信用封筒(80円切手貼り付け、宛先記入)を1月15日(必着)までに持参か郵送(簡易書留で封筒に「非常勤職員申し込み」と朱書き)【申込書兼履歴書配布場所】 国保年金課 区ホームページからも取り出せます。	書類選考(論文)の上、2月7日(金)に面接	〒124-8555 葛飾区役所 国保年金課 (区役所3階315番) ☎5654-8209
発達支援専門員 発達検査と巡回指導	若干名	大学などで心理学などを修め、子どもの発達相談などに関する専門的能力を有する方	26年4月1日～27年3月31日(更新可)	月～金曜日のうち週4日 午前8時30分～午後5時(週30時間)ただし、月曜日は勤務日とする。	月額208,200円(25年度実績) 交通費・有給休暇あり。健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書、論文(「発達の障害が疑われる乳幼児を持つ保護者の対応について」A4判用紙横書き1,000字以内)、返信用封筒(80円切手貼り付け、宛先記入)を1月17日(必着)までに持参か郵送。	書類選考(論文)の上、2月7日(金)(予定)に面接	〒125-0062 青戸4-15-14 健康プラザかつしか内 子ども総合センター ☎3602-1388
子ども・家庭専門相談員 子どもおよび家庭に関する相談	1人	大学などで心理学を修め、子育てに関する相談員として専門的能力を有する方	26年4月1日～27年3月31日(更新可)	月～土曜日のうち週4日 午前9時30分～午後6時	月額208,200円(25年度実績) 交通費・有給休暇あり。健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書、論文(「養育上に問題のある子どもおよび家庭への援助について」1,000字程度)、返信用封筒(80円切手貼り付け、宛先記入)を1月17日(必着)までに持参か郵送。	書類選考(論文)の上、2月17日(月)(予定)に面接	〒125-0041 東金町3-8-1 金町子どもセンター ☎5699-1224
(育休代替職員) 男女平等事業推進員 講座・講演会などの企画・運営および窓口受け付け業務など	1人	男女平等社会実現のための事業推進に関する知識・経験を有する方	26年3月19日～27年3月31日(予定)	月～金曜日のうち週4日 午前8時30分～午後5時15分(4週間のうち15日勤務)	月額145,200円(25年度実績) 交通費・有給休暇あり。健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書、返信用封筒(80円切手貼り付け、宛先記入)、論文(「男女平等社会の実現に向け、区はどう取り組むべきか」1,200字程度)を1月16日(必着)までに持参か郵送。 【募集案内配布場所】 男女平等推進センター 区ホームページからも取り出せます。	書類選考(論文)の上、2月6日(木)(予定)に面接	〒124-0012 立石5-27-1 ウィメンズバル内 男女平等推進センター ☎5698-2211
パート職員 (産休代替職員) 身体障害者の生活訓練補助	1人	障害者支援の経験を有する方	26年2月3日～26年3月31日	週4日 午前9時30分～午後3時30分	時給880円 交通費あり。 雇用保険加入。	市販の履歴書、返信用封筒(80円切手貼り付け、宛先記入)を1月10日(必着)までに郵送(封筒に「パート職員」と朱書き)。	書類選考の上、1月中旬に面接	〒124-0006 堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内 自立訓練事業所 ☎5698-1336